

## Google Workspace の導入、活用及び保守支援に関する調達業務等 仕様書

### 1 基本事項

「Google Workspace の導入、活用及び保守支援に関する調達業務等 仕様書」は、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（以下「当室」という。）と市内に所在する約 4 1 0 箇所の子営の保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（以下「保育施設」という。）との情報共有の円滑化、電子化のために、Google Workspace を導入し、行政業務及び保育施設の業務の効率化を図ることを目的として、その仕様を定めるものである。

本仕様書は公募型プロポーザルの提案用仕様書であり、契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用仕様書に改めるものとする。

### 2 業務及び契約要件

#### (1) 本業務の調達範囲

次の事項に係る契約とする。

なお、Google Workspace を用いて実現したい機能は（4）のとおり。

ア Google Workspace のライセンスの調達

イ Google Workspace の導入（初期設定、データ損失防止（DLP）設定等）の支援

ウ 本市の Google Workspace 管理者（本市職員のアカウント及びアクセス権限の管理、サポートデスクへの取次窓口等を担う担当者）を支援するためのサポート、教育プログラム等の提供

#### (2) 契約期間

契約日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。

※ 令和 4 年 9 月からの利用開始を想定。

※ 管理者向けのオンラインサポート等の提供時期は別途協議。

#### (3) 予定数量及び調達エディション

4 4 ライセンス（調達エディションは Enterprise Standard とする。）

※契約後にライセンス数が追加となる場合は、別途協議する。

#### (4) 当室が Google Workspace を用いて実現する機能

ア Google Drive を用いた、保育施設との共有フォルダ構築

オンラインでの通知やマニュアル等の共有のため、当室の Google Workspace の組織外ユーザである保育施設の Google アカウント（上記のライセンス数には含まない）に対して、ファイル共有、閲覧権限を付与し、当室と保育施設との間で、通知やマニュアル等の資料を共有する。

イ Google Forms を用いた、保育施設からの届出等受理

保育施設からの定期的な報告や届出等の資料提出について、Google Forms の

添付ファイルアップロード機能を用いることで、申請書等のオンラインでの届出を可能とする。

#### ウ 保育施設との共有ポータルページを構築

保育施設の必要な手続や締切等を確認できる情報をまとめたページをドキュメント又はスプレッドシートを用いて構築する。ページには Google アカウントによるアクセス制限を設けて、当室と保育施設のみが閲覧可能とする。

### 3 実施体制

#### (1) 実施体制

- ア 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- イ 本業務の実施に当たっては、受託事業者側で適切な体制を整えたうえで、プロジェクトの進行管理を行うこと。

#### (2) 作業場所等

- ア 本市の庁舎内において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に本市と協議すること。
- イ 本市が承認した作業場所以外で業務を行わないこと。

### 4 留意事項

#### (1) 機密保護

- ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。

#### (2) 契約の解除

提案どおりのサービス利用ができない場合は、契約期間中であっても契約を解除することができる。解除の条件等については、契約時に協議することとする。

#### (3) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

### 5 特記事項

#### (1) 著作権

この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作権者人格権を行使しない。

## (2) 著作物又は知的所有権等の利用

この調達範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。

## (3) 関連文書

この調達範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。

## 6 支払方法

契約締結日から令和5年3月末までの間について、受託者からの請求に基づき、Google Workspace のライセンスに関する費用、導入支援及び保守に関する費用を支払う。支払時期は受託者と別途協議することとし、本市は、受託者から費用に係る請求を受けてから30日以内に支払を行うこととする。